

松本市宿泊税条例骨子（案）

1 松本市の観光の目指す姿

松本市観光ビジョン（令和6年3月策定）に掲げる「あなたと“いきたい”まち～繋がる・触れる・彩る 松本～」の実現

- ・松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高める観光地づくり
- ・地域や市民生活と調和した持続可能な観光地づくり

2 松本市宿泊税条例骨子（案）

項目	内容
税目	松本市宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする。
課税客体	宿泊行為
納税義務者	松本市に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	上記施設の経営者、その他徴収の便宜を有する者
税率・税額	定額制 宿泊者1人1泊150円（年間約3億円の税収見込み） （ただし、制度開始3年間は100円）
免税点	宿泊料金が6,000円（素泊まり・税抜き）未満の場合は、徴収しない。
課税免除	・学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校が行う教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設が主催する行事として宿泊する場合 （※ 学校、施設の長が証明するものに限る。）
罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
制度見直し期間	導入当初3年、以降は5年ごとに制度の見直しを検討
施行予定	令和8（2026）年6月

3 今後の検討・調整項目

- (1) 検察庁協議（令和7年6月協議予定）
- (2) 総務省協議（条例可決後協議予定）
- (3) 特別徴収義務者の負担軽減策の検討
 - ア 特別徴収義務者支援制度の創設（令和7年9月補正予算に計上予定）
 - イ 特別徴収義務者報奨金制度の検討（施行日までに制度化）
- (4) 使途の明確化（令和8年度当初予算に計上予定）
- (5) 使途検証のための有識者会議の設置の検討（令和8年度以降）